

関係各位

2017年4月26日

ロッテの経営正常化を求める会
株式会社光潤社
代表取締役社長 重光宏之

**重光武雄の株式会社ロッテホールディングスに対する
取締役会決議無効確認等請求訴訟にかかる東京地方裁判所の判決
及びこれに対する控訴について**

重光武雄が株式会社ロッテホールディングス（以下、「ロッテホールディングス」）に対し提起した取締役会決議無効確認等請求訴訟（以下、「本訴訟」）につき、2017年4月13日、東京地方裁判所による判決（以下、「本判決」）の言渡しがありました。

本判決において、裁判所は、重光武雄から代表取締役の地位を解き名誉会長への棚上げを決議した2015年7月28日のロッテホールディングス臨時取締役会の招集手続に、法令違反の瑕疵があったことを認めました。

ロッテホールディングスの最大株主である株式会社光潤社及び「ロッテの経営正常化を求める会」は、これまでも繰り返しロッテホールディングスの現経営陣による経営権奪取の不当性を訴えてまいりましたが、本判決において裁判所が法令違反を明確に認定した点については評価するとともに、ロッテホールディングスの現経営陣に対しては、法令違反の瑕疵を認めた裁判所の判断を真摯に受け止めることを強く求めます。

他方、本判決は、仮に重光武雄が取締役会に出席していたとしても、決議の結果に影響は無かったとして、法令違反の瑕疵はあるものの、取締役会決議は有効との結論を下しています。

本結論については、日韓にまたがるロッテグループを一代で築き上げ、その過程で多くの役職員と共に額に汗した重光武雄に対し、ロッテグループの役職員が抱いている信頼と畏敬の念を正しく評価・認定しておらず、正当な結論とは言えないと考えております。

本判決を不服とし、本日、重光武雄は、東京高等裁判所に控訴いたしました。

【本訴訟の概要】

本訴訟は、2015年7月28日に、代表取締役の地位にあった重光武雄を除く、代表取締役社長佃氏ら現経営陣が、前日深夜に、重光武雄が直ちに確認できないことを認識しながら、翌朝9時30分に臨時取締役会を開催するとの招集通知をメールでのみ発信するなどして、重光武雄に出席の機会を与えることなく取締役会を開催し、重光武雄不在のまま、その代表取締役の地位を解く

とともに、名誉会長に棚上げするという決議が行われたことにつき、その違法性を主張し、決議の無効を確認することを求めたものです。

以上